【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２８年３月２５日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　島崎　亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ　ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野　隆之
【電話番号】	03-6377-2929
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ホリコ・フォーカス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月18日付をもって提出した有価証券届出書において、繰上償還及び約款変更（予定）に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

Ⅱ【訂正の内容】

下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

平成27年12月19日から平成28年５月23日まで

＜訂正後＞

平成27年12月19日から平成28年５月23日まで

※信託の終了（繰上償還）及び信託約款の変更予定について

当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。繰上償還は平成28年５月26日付、約款変更は解約価額の算出にあたって平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないことを予定しております。

平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日（平成28年３月25日）現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは安定運用に切り替え、平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないこととし、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。この場合、申込期間は平成28年４月27日までとなります。異議を述べた受益者の受益権合計口数が受益権総口数の２分の１を超えた場合は、繰上償還を行いません。

なお、平成28年３月23日以降に取得申込みを受付けた受益権については、この繰上償還及び約款変更にご異議をお申立てることができません。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】
４【手数料等及び税金】
（２）【換金（解約）手数料】

②信託財産留保額

＜訂正前＞

解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に、長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

＜訂正後＞

解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に、長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

※当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは信託約款を変更し、平成28年４月28日換金申込受付分より信託財産留保額を控除しないものとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜末尾に以下の記載を追加します。＞

※当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは安定運用に切り替え、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜訂正前＞

（略）

④解約価額は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額（換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額）とします。
解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（以下略）

＜訂正後＞

（略）

④解約価額は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額（換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額）とします。
※当ファンドは、繰上償還及び約款変更を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを、平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは信託約款を変更し、平成28年４月28日換金申込受付分より、解約価額は換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（以下略）

３【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

＜訂正前＞

無期限とします。
ただし、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

＜訂正後＞

無期限とします。

ただし、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

※当ファンドの信託期間は無期限とさせていただいておりましたが、平成28年５月26日に繰上償還を行う予定のもと、旧投信法に基づく所定の手続きを平成28年３月25日から開始致します。本訂正届出書の使用効力開始日現在において、繰上償還及び約款変更の可否は未定ですが、平成28年３月25日から平成28年４月26日までの異議申立期間に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の２分の１を超えない場合、当ファンドは安定運用に切り替え、平成28年５月26日に信託を終了（繰上償還）します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。